

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

9条の会 ニュース No.40 2014年 5月 発行



〒300-2667 つくば市中別府591-7

電話/Fax 029-847-3884

<http://peace.arrow.jp/tsc/>

特定秘密保護法の強行採決、原発再稼働・推進・輸出、消費税増税、TPP、雇用条件改悪等々、国民の生活を脅かし、憲法で規定された平和条項・基本的人権・地方自治に悉く違反する施策を凄まじい勢いで展開しています。国是ともいえる平和原則を覆す「武器輸出解禁」を閣議決定し、さらに「集団的自衛権行使」については、姑息にも「砂川判例」まで持ち出して、強行しようと目論んでいます。積極的平和主義などと称して、海外で武器を使用できるように画策する安倍首相は、明らかに言葉の意味を取り違え、自己矛盾した行為をしていると言えるでしょう。

偏狭な国粋国家主義に捉われて、依然として多くの閣僚が靖国参拝を続行しており、改悪教育基本法の具体化を進め、学長の権限を根本的に強化しようとする法案を通常国会で成立させようとしています。大学の自治と学問の自由を阻害し、教育委員会制度の解体、道徳教育の教科化等、と共に民主的な教育を否定する暴挙です。

研・学9条世話人会は、このような、立憲主義を否定し、独善的で著しく論理性が欠如した思考で暴走する安倍首相とその取り巻きの振る舞いを、決して認める訳にはいきません。6月8日には講師として金子勝氏をお招きし、「暴走する安倍内閣の狙いは何か」を、皆さんと一緒に考える「講演と対話の集い」を開催することにしました。

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会 世話人会

[第16回 講演と対話のつどい]

『暴走する安倍内閣の狙いは何か？』

日時：2014年6月8日 [日] 13:30~16:30 (13:00 開場)

開場：つくば市大穂交流センター (入場無料、どなたも自由に参加できます)

プログラム

13:30 講演：金子勝氏 (立正大学教授 憲法学)

『メッセージ』 21世紀の人類の「理想」の到達点は、世界中のすべての人は、日本中のすべての人は、「平和」のもとで「幸福」になる権利がある、動植物も・地球も、そうである、ということである。それ故に、21世紀は、日本国憲法の「第九条」(非武装・非戦平和主義)が、人類の「導きの星」となる時代となる。しかし、「安倍政権」は、日本をファシズム国にしようとしている。

15:05 休憩

15:15 全体討論 活発な討論をお願いします。

金子勝氏の略歴と著書



1944年、愛知県に生まれる。

現在、立正大学法学部教授、
憲法学・政治学・社会科学論専攻

[趣味] 漫画と落語

漫画も、文化の1つと考えている。

齋藤隆介氏の民話『花さき山』(岩崎書店)
が、大好き。

『社会科学の構造』(勁草書房、1986年)

『日本国憲法の原理と「国家改造構想」』(勁草書房、1994年)

『やさしい憲法をお母さんへ』(木村康子氏との対話、自治体研究社、1998年)

『社会科学の世界』(勁草書房、1999年)

『おかあさんと語る教育基本法』(木村康子氏との対話、本の泉社、2003年)

『憲法!』(木村康子氏との共著、本の泉社、2006年)

『憲法の論理と安保の論理』(勁草書房、2013年)

安倍政権の改憲構想とその戦略

九条科学者の会における右崎正博氏の講演より

九条科学者の会発足九周年を記念し、3月8日、明治大学で「暴走する安倍政権とどう対峙するか？ 集団的自衛権・秘密保護法・沖縄」と題して講演と交流会がありました。独協大学法科大学院教授、右崎正博氏が講演した「安倍政権の改憲構想とその戦略」(要旨)を紹介します。(文責：武田 潔)

* * * * *

第一次安倍内閣は、教育基本法改正と憲法改正手続法の制定を強行した。2012年12月の衆議院総選挙で政権に復帰した第二次安倍内閣は「アベノミクス」という新自由主義的構造改革路線に沿った経済政策を打ち出すとともに、2013年参議院選挙での「圧勝」を背景にして「戦争をする国造り」に邁進し始めている。安倍自民党は、2013年参議院選挙において「憲法改正」を争点化するとともに、96条の憲法改正の要件を緩和する先行改正を主張した。しかし、参議院選挙の中では、必ずしも十分な支持を得られなかった。そのため、明文改憲の戦略と共に、「積極的平和主義」の名の下に、「集団的自衛権」の行使容認を目標に、内閣法制局長官の交代人事、憲法解釈の「見直し」にお墨付きを与える安保法制懇を再開させた。戦争司令部として国家安全保障会議設置法と特定秘密保護法の制定を強行し、国家安全保障会議の決定を経て「国家安全保障戦略について」及び「平成26年度以降に関わる防衛計画の大綱について」という二つの戦略的文書を昨年12月に閣議決定し、特定秘密保護法に基づいて情報保全諮問機関を今年1月に発足させた。

「国家安全保障会議設置法」(日本版NSC法)は安全保障会議を改組したもので、集団的自衛権の行使容認を前提にした軍事力の行使を想定し、内閣総理大臣を中心とする戦争の司令塔を作り出すものである。特定秘密保護法は防衛、外交、スパイ防止、テロ防止の4領域で我が国の安全保障に著しい支障を与える恐れがあるために特に秘匿する必要のあるものを行政機関の長が「特定秘密」とし、その漏洩や一定の取得行為に厳罰を科すと言う法律である。これらの法律により軍事・外交に関わる重大問題についての取材が困難になり、

国民の「知る権利」を大きく制約する可能性がある。また特定秘密保護法の議論では、たとえば原発事故関連情報がテロ防止を口実に秘匿され、TPP関連情報が外交上の秘密として収集や流布が制限される可能性もある。第三者機関による監視の仕組みをどう作るか、国会による関与も未解決のままになっている。これらは法律の根幹にかかわることなので本来なら、法律の本則の中に入れて処理されなければならない事項である。これらのことが決められない限りは行使を延期するか、法律そのものを廃棄することも考えなければならない。国政に関する情報の秘密は、民主主義、国民主権の原理と両立しがたいし、ある事柄についてこれ以上追及してはいけなく、そういうことを作ること自体が人権を抑圧する仕組みに他ならない。

安倍首相は「積極的平和主義」の名の下に、集団的自衛権の行使容認を目標に、内閣法制局長官の交代人事で集団的自衛権の行使容認を自ら言っていた旧フランス大使の小松一郎氏を起用した。これまで「集団的自衛権の行使は、憲法9条に照らして認められない」としてきた政府の憲法解釈を「見直す」ための「お墨付き」を与える役割を安保法制懇という首相の私的諮問機関を使っている。しかし、安保法制懇は首相の「私的諮問機関」にすぎず、選挙によって選ばれたものではない。しかも、安保法制懇の報告を受けて閣議決定により憲法解釈の変更を行うとしていて、二重に「国権の最高機関」としての国会の役割を無視、排除している。

自民党は「国家安全保障基本法」の制定を掲げている。今の自衛隊の役割は、防衛のための出動、治安のための出動、それが主な柱になっている。

「国家安全保障基本法案」の概要によれば、集団的自衛権の行使を想定して、自衛隊に「集団自衛出動」の任務を新たに与え、そのための法整備(自衛隊法改正、集団自衛事態法の制定など)を行う。また、必要な秘密保護法のための法制上の措置を講ずるとしているが、この点は特定秘密保護法が先取りして法律になっている。安倍政権が前のめりに推し進めようとしている一連の安全保障戦略は、日本国憲法の国民主権、平和主義、人権保障の基本原則とますます乖離し、日本国憲法

との整合性を失わせ、矛盾を深める事になる。結局、つじつまを合せるために「日本国憲法を変える」ことにならざるを得ない。

自民党が2012年4月に公表した「日本国憲法改正草案」の問題点として「憲法と立憲主義」、「国民民主権」、「平和主義」、「基本的人権」と「改定規定」の5点について話をした。

憲法は「国家の基本法」である。憲法を制定し、それに従って国家の統治を行う政治のあり方を

「立憲主義」というが、その本来の意味は人権保障とそのための国家権力の制限にある。従って基本法たる憲法は「基本的人権の保障」と「三権分立」を不可欠の内容としている。ところが、自民党の改憲草案では国家を拘束するものではなく、逆に国民に対して憲法尊重擁護義務を課している。日本国憲法97条などに人権を侵すことのできない永久の権利と位置付けているが、そういう規定は削除されている。逆に人権に対して「公益及び公の秩序」による広範な制限を認める。要するに憲法が本来持つ「権力を制限」する意味をゆがめ、「立憲主義」の原理そのものを否定するものにほかならない。

「国民民主権」原理とは、国政のあり方について最高かつ最終の決定権が国民にあることを意味する。日本国憲法において国民民主権原理が採用されたことの最大の意味は「天皇主権」を明確に否定した点にある。天皇を象徴として残したが、天皇の政治への関与を厳しく制限している。ところが、自民党の改憲草案では、天皇に元首としての地位を認め、日の丸と君が代を国旗、国歌と規定し、天皇を憲法尊重擁護義務の主体から除外すると定めている。前文の中にも「長い歴史と固有の文化」とか「和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」など、総じて復古主義的な価値観を色濃く映している。個人を「個人として尊重」するが日本国憲法13条だが、それよりも家族を、社会を支える構成単位とする。このような構想は全体としてみれば主権者であるはずの国民を、再び臣民の地位に後退させるものである。

日本国憲法が戦争の放棄、戦力の不保持をうたい、交戦権を否認したことは前文にあるように、国民が政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こ

ることがないように決意し、恒久平和を念願し、全世界の国民の「平和のうちに生存する権利」を確認した結果である。単に政府に対して戦争してはいけないと言いつけているだけではなく、国民一人一人が平和のうちに生存する権利を保持する事である。ところが、自民党の改憲草案の前文から不戦の誓いと平和的生存権を削除し、逆に国と郷土を誇りと気概を持って自ら守ること、第九条の二には国防軍を創設することを明記している。また、緊急事態条項を新設し、緊急事態の宣言が出されると内閣総理大臣のところに国家の権限が集中される。場合によっては国会の停止、政令による人権の制限、国民は国その他の公の機関の指示に従う義務を負うとされている。戦争に対する歯止めがほとんどなくなってしまう。武力行使の歯止めを外した後にくるものは、「戦争する国」と「徴兵制」である。

日本国憲法は、「基本的人権」を侵すことのできない永久の権利とうたい、人権の「固有性」、「不可侵性」、「普遍性」を強調するとともに、多様な価値観の共存を認める立場から多種多様な人権の保障を明記している。固有なというのは人間にとって固有なもの、人間である以上誰にも共通に認められなければならない権利が基本的人権である。これは立法、その他国政上の法律によっても、人権を簡単に制限することは許されないということである。一昔前までは自国民の人権は大事にするが、他国民の人権は踏みにじっても顧みないというやり方をとってきた。そのことが反省になって第2次世界大戦後、人権普遍性が強調された。人権は単なる国内問題ではなく、グローバルな問題であり、国際的に「人権」の取り組みが広がってきた。隣国における人権を蹂躪するような体制の問題は我々の問題でもある。多様な価値観の存在を認める立場から多種多様な人権の保障が日本国憲法に明記されている。ところが、自民党の改憲草案では「自由および権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。」、「公益及び公の秩序に反しない限り尊重される」がやたらと登場する。人権よりも公益及び公の秩序を上置くような仕組みに変えようとしている。

「日本国憲法の改正規定」は、厳格な要件を定めている。このような厳格な改正要件をもつ憲法を「硬性憲法」というが、その趣旨は何よりも「国家の基本法」としての「憲法の秩序」を安定させるためであり、時々の政治勢力による恣意的、ご都合主義的な改憲を阻止するところに目的がある。それに対して自民党の改憲草案では国会による憲法改正の発議要件を「両議院のそれぞれ3分2以上の多数による」から、「それぞれの総議員の過半数」に切り下げる。国民投票についても「有効投票の過半数の賛成」によるものとするように引き下げるとしている。

安倍政権が進めようとしている解釈改憲路線は憲法の基本原則を否定することに他ならない。このようにしてみると安倍政権がやろうとしていることがいかに無謀なことかが分かっただけだと思う。自民党の改憲草案そのものが憲法と立憲主義を全く踏まえてない、そのものを否定してしまおうとしている。(2014年3月8日)

再び米無人機攻撃について

高松邦夫 (研・学9条の会 KEK九条の会)

3月27日、国連人権委が無人機攻撃見直しを勧告したと新聞が報じた。法的正当性を含む攻撃基準に関する透明性の欠如・人命損失に関する説明責任欠如・武力紛争の定義が広く、その地理的範囲が不明確と三点に懸念を表明し、その上で見直しとして、国際人権規約の全面的遵守・攻撃基準と標的特定プロセス開示・独立監視機関・民間人保護の措置・犠牲者やその家族に対する実効的補償を提言したことを述べている。

国際間であって無人機攻撃の機能が、あたかも有効であるかのような印象を持たせる国連人権委の分析と提言に、当初、奇異に思えた。すなわち、攻撃基準・人命損失・武力紛争これら三点は、何れも、無人機存在の現状とその攻撃機能があたかも合法であると認めた上で、それに何とか縛りをつけるだけの方策にすぎない提言になっていると思えたのである。しかし提言を何度か読むうちに、戦争そのものを否定していない国際社会の現状では、無人機の合法性の限界を図る効果を見極め、規制することで対処することがやむを得ない

ことであるかという思いにも至っている。

今、国連人権委が指摘するこれら三点について検討する。① 法的正当性を含めた基準を透明化できるか？ 多分、戦闘状態をどのように捉えるかを明確にする必要がある。国際的に国家間の戦争状態が“認定”できれば、“攻撃の基準”なるものが作れるのであろうが、現状を見るに、無人機攻撃が行われている何れの場合も、国際協約上の戦争中の行為とは言えない。全てが、いわゆる、テロ対策である。しかも、爆撃・殺人行為は、いまのところ、米国及びその親密な同盟国による専売特許行為のようになっている。更に、状況が国家間の戦争状態にあると認定できたとしても、法的正当性を互いに確認することは、以下に見るように、難しい。戦闘相手の攻撃を未然に防ぐというのが法的に許される限界と思えるが、相手が無抵抗な存在である場合、この殺人行為は許されるはずがない。普通の戦闘行為の場合、無抵抗な相手に対しては、拘束・誰何・尋問をすることが先行するものであり、一方的かつ恣意的殺人行為は国際法・人道に反するとされている。無抵抗な対象を相手にするという点で、無人機攻撃による殺戮行為は許されない。

② 人命損失に関する説明責任は？ ここでの人命の損失は非戦闘員に関わることと思える。戦争状態にあるときは、互いに武器を持って闘っている場合、殺傷も行われるであろうが、戦闘員といえども無抵抗なものをむやみに殺傷することは許されない。投降者は国際法に従って扱われる。

③ 武力紛争の定義及び地理的範囲は？ 互いに宣戦布告し戦争状態にある両国家間の争いの場合は、多分、国際法上曖昧さが残らないのであろう。宣戦布告なき国家の武力介入は、戦争行為そのものが不当であり、禁止される。したがって、国家間の戦闘状態でなく、宣戦布告なき、いわゆるテロ行為と言われるものに対する対応がここでは問題になると考える。テロ行為に対する自衛の対応にあって無人機攻撃の効用がいかなるものとなるか、具体的な状況を設定することは難しい。テロ行為と呼ばれるものの本質がそこに存在する所以である。無人機攻撃固有の妥当性の問題そのものがそこに介在しているのか否か明かでない。即ち

テロリストに対して国家が宣戦布告すること自体出来得ないことである。他方、国家にとって相手がテロリストと同定できたときにあっては、通常の軍隊 / 警察力で対応が十分に可能であり、暗殺剣まがいの無法な無人機の出番はあり得ない。地理的範囲の問題は、以上の議論に従って、本質的な問題から外れる。戦争のロボット化及び戦争の民間委託については先の稿でふれた。多分、問題は国境を自由に超えて行動する無人機の特性に関わっていると思える。即ち、国境を無視した飛行空間を持ち、国家主権を侵害することが問題の核心と思える。問題は、したがって、無人機攻撃というより無人機の持つスパイ性に関わることになる。国家主権侵害は国際法上許されないことは明らかである。

提言に関わる、①国際人権規約の全面的遵守は、極めて当然のことである。②攻撃基準と標的特定プロセス開示は、多分に、軍事機密の壁に阻まれ機能しない恐れがある。③独立監視機関・民間人保護の措置・犠牲者やその家族に対する実効的補償は無人機攻撃機能が存在することを前提にすれば当然為されなければならない。特に、公式の監視機関の設置は無人機機能に対する強い縛りになるであろう。

無人機偵察及び無人機攻撃の問題は、優れて、

国家主権の侵害、そして非人道性・人権侵害の問題である。そうであれば、それらの機能の制限を考える前に、本来、国際間の取り決めとしてそれらを禁止することが主題とされるべきである。初めに記したように、無人機の存在とそれが機能する現状に立つとき、国連人権委の提言に述べられた規制を厳格に行えば、多分、無人機攻撃による無差別殺戮行為をある程度は阻止できると考えられる。しかし、国際的な諸関係は可能な限り原理的で、且つ、単純・明快な基礎の上に立てられ、手落ちなく実行されるべきものであると思う。国家間の戦争行為における無人機偵察・無人機攻撃の問題は、それらの不当性に何らかの制限を加えて国際間の“合法性”を獲得するという議論からより一歩進めて、問題が国家間の紛争を戦争行為で解決しようとする愚かしさの議論に帰着すると認識すべきであろう。再度述べるが、無人機偵察・無人機攻撃を何らかの形で抑制する努力を行うことは現状の非人道性を緊急に改めるために必要と思えるが、そこに留まったままの対応で終わるわけにゆかない。前の稿(ニュース 39号)で、戦争の問題と国際法の問題に触れるのはその小論の外にあると述べた真意はここにある。

(2014年4月4日記)

関連団体の活動

1. 荃崎9条の会講演会

日時：2014年5月18日(日) 13:30~16:00

場所：ふれあいプラザ2階会議室

つくば市下岩崎2164-1、☎ 029-876-2311

講演：暴走する安倍内閣のねらいと日本の将来

～集団的自衛権と積極平和主義の問題点～

講演者：渡部 治氏 (政治学者、一橋大学名誉教授)

入場料：資料代として 500円

(家族ご一緒の場合は700円)

講演：暴走する
安倍内閣のねらい
と日本の将来
～集団的自衛権と積極平和主義の問題点～

講演者：渡部 治氏
(政治学者、一橋大学名誉教授)

日時 5月18日(日)13:30~16:00
会場 ふれあいプラザ2階会議室
つくば市下岩崎2164-1 電話)029-876-2311
入場料:資料代として 500円(家族ご一緒の場合は700円)

主催 荃崎9条の会
世話人会 緒方章宏(森の里)、永田尚大(自由ヶ丘)、
乾部英司(自由ヶ丘)、小川矩弘(城山)
連絡先:自由ヶ丘449-66 伊藤政人 ☎ 876-1039



2. 憲法9条牛久の会

ピースカフェ牛久 グリーンフェスタ

若者・高校生が考え運営する

「集団的自衛権・特定秘密保護法ってなんだ？」

日時：2014年5月25日(日) 13:00~16:00

場所：牛久リフレプラザ（ひたち野うしく駅南2階）

- ① 講演「集団自衛権と日本国憲法」
東葛総合法律事務所 福富美穂子弁護士
- ② 報告「特定秘密保護法」・・・高校生
- ③ グループに分かれてみんなで話し合い

資料代 200円（学生・障がい者手帳をお持ちの方無料）

3. 九条の会発足10周年講演会

「集団的自衛権と憲法9条」

講演：大江健三郎、奥平康弘、澤地久枝、ほか

日時：2014年6月10日(火) 開会 18:00~

場所：渋谷公会堂（渋谷区宇田川町1-1）

参加費：前売り1000円、当日1500円

参加申込方法：郵便局振替用紙で振り込み

記号:00100-9-774293

加入者名:九条の会講演会

通信欄:参加券希望枚数(〇〇枚)

名前、郵便番号、住所、電話番号

期限:4月14日~5月31日(満席になり次第締め切る)



「九条の会」は、来る6月10日に発足10周年となります。小泉純一郎政権下、戦場であるイラクに自衛隊が派遣されている中で9人のよびかけ人がアピールを発表しました。10年後の現在、第二次安倍政権は「戦争する国」にするために、憲法を踏みにじる政策を次々に強行しています。歴代内閣が憲法違反としてきた「集団的自衛権の行使」についても、解釈の変更だけで可能だと強弁しつづけています。閣議決定だけで、自衛隊が海外で武器を使用できるようにすることは、断じて認められません。立憲主義そのものが破壊されようとしている中、記念すべき6月10日に、憲法9条を要とする日本国憲法を生かし、平和の実現を考える講演会を開催します。ふるってご参加ください。



事務局だより

◎ 9条の会ニュースの配布は、アドレスを登録されている方には電子メールで、それ以外の方には郵送しています。

◎ ニュースの原稿を募集しています。
1200~1500程度でお願いします。

これまでの賛同者数 831名

2014年4月30日現在

本会では「筑波研究学園都市研究所・大学9条の会アピール」への賛同署名をお願いしています。

<http://peace.arrow.jp/tsc/>

◎ 「会」へのお問い合わせは

安田公三 : TEL/Fax : 029-847-3884

武田 潔 : e-mail: kiyogeta@yahoo.co.jp